

## 徳島県公共事業評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島県（以下「県」という）が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に、徳島県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 県が作成した評価を実施する公共事業の一覧表及びその事業に対する対応方針の提出を受け、対応方針について評価を行うこと。
- 二 対応方針に意見がある場合には、知事に対してその具申を行うこと。
- 三 その他必要な事項について評価を行うこと。

### (組織)

第3条 委員は、公平な立場にある各界有識者のうちから知事が委嘱する。

### (会長)

第4条 会長は、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員会は、徳島県知事（以下、「知事」という。）の委嘱に基づき7名をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。

### (共同評価)

第7条 県以外の事業主体が実施する事業が、県が実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として共同で評価を実施することが効率的な場合には、当該事業の事業主体の長と知事は協議し、委員会または当該事業に係る事業評価委員会のどちらか一方を活用することができるものとする。

### (市町村事業)

第8条 市町村が事業主体として実施する事業については、市町村長から書面により依頼があった場合には、委員会で審議を行い意見を具申することができるものとする。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部農山漁村振興課と県土整備部県土整備政策課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。ただし、会長が重大であると認める事項は会議に諮ってこれを定めるものとする。

### 附則

- 1 この要綱は、平成10年11月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員に任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成14年7月19日から施行する。
- 5 この要綱は、平成14年11月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 13 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 15 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 16 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

<参考>

徳島県公共事業評価委員会名簿

氏名	職名	備考
栗飯原 啓子	建築家	
奥 嶋 政 嗣	徳島大学大学院教授	
上 月 康 則	徳島大学大学院教授	
後 藤 月 江	四国大学短期大学部准教授	
近 藤 明 子	四国大学准教授	
千 崎 あゆみ	税理士	
山 中 英 生	徳島大学大学院教授	

(五十音順、敬称略)